

佐賀県告示第四百五十三号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十四日

佐賀県知事 古川 康

別表の経営安定化貸付の円滑化借換資金の項の貸付対象の欄中「廿町村」を「廿町」に改める。

附則第五項を次のように改める。

（緊急対策融資）

5 この告示の公布の日から平成二十三年三月三十一日までの間は、別表の経営安定化貸付の項中

経営改善資金	次に掲げる中小企業者で、商工会議所等の指導に基づき、適当と認められた長期の運転資金 1 不時の災難又は急激な経済環境の変化により資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者 2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となっている中小企業者	5,000万円	運転資金10年以内	年0.71パーセント以内	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内の期間を置くことができる。	
円滑化借換資金	中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づき市長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金（既存債務の借換資金（中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸付けを除く。）を含む。）					

よほのせ

1

<p>経営改善資金</p> <p>次に掲げる中小企業者で、商工会議所等が指導に基づき、適当と認められた長期の運転資金</p> <p>1 不時の災難又は急性な経済環境の変化により資金繰りにくい困難を生じている中小企業者</p> <p>2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となっている中小企業者</p>	<p>5,000万円（経営改善資金（緊急対策融資）のみの場合は、8,000万円）</p>	<p>運転資金 10年以内</p>	<p>原則として、月賦とする。2年以内の期間を置くことができる。</p>	
<p>経営改善資金（緊急対策融資）</p> <p>中小企業信用保険法第2条第4項第5号に該当することについて中小企業者が必要とする長期の運転資金</p>			<p>年0.60パーセント以内</p>	
<p>円滑化借換資金</p> <p>中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものの運転資金（既存債務の借換資金（中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸付けを除く。）を含む。）</p>			<p>年0.71パーセント以内</p>	

1

よほのせ

附則第六項及び第七項を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。